

第 7 号議案

専決処分の承認を求めることについて

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 30 日提出

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

人事院勧告等に準じて、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例等を改正する必要が生じ、令和 7 年 3 月 31 日に上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

第 7 号議案別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条
第 1 項の規定により、専決処分する。

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正
する条例（別紙）

令和 7 年 3 月 3 1 日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小 野 克 典